

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本町の人口構造は、総人口13,258人（令和5年2月1日現在）。総人口の年齢3区分の傾向は、年少人口（0歳～14歳）は1,521人、生産年齢人口（15歳～64歳）は7,345人と減少傾向を、老年人口（65歳以上）は4,392人と増加傾向を示している。人口割合で見ると、年少人口は11.5%に対し、老年人口は33.1%で少子高齢化が進行している。

次に産業構造は、第1次産業が8.0%、第2次産業が42.3%、第3次産業が49.7%を示している。本町の特性として医療福祉機器関連産業、輸送用機械関連産業の集積の形成が図られており、製造業に欠かせない運送業や倉庫業も隣接して立地していることから、運送業等と連携して一体的に産業の集積が期待できるため現在でも新たに工場を新設するなど設備投資を積極的に行っている事業者がある。

しかし、中小企業が所有している設備は老朽化が進んでおり、生産性向上への足かせとなっている。そこで、少子高齢化や人手不足、働き方改革への対応等の厳しい事業環境を乗り越えるため、老朽化が進む設備を生産性の高い設備へと一新させ、事業者自身の労働生産性の飛躍的な向上を図る必要がある。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、町内中小企業の一助となり、さらには、固定資産税特例の対象となることで町内中小企業の実業性の向上を図りたい。生産性向上により労働意欲が増し、雇用創出も期待できることとなる。

これを実現するために計画期間中に5件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画が認定される事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

本町の産業は、医療福祉機器関連産業、輸送用機械関連産業など多岐にわたり、多様な業種が町内の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。従って、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等とする。ただし、雇用の創出、産業集積に繋がらないため、売電目的の太陽光発電設備は対象外とする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

地域の特徴として、比較的地形は平坦で主要国道 118、289 号線や県道棚倉矢吹線を経由して東北自動車道や東北新幹線までのアクセスが便利であるなど企業立地に適しており、本町の産業は広域に立地している。これら全ての地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象地域は、町内全域とする。

(2) 対象業種・事業

本町の産業は、医療福祉機器関連産業、輸送用機械関連産業など多岐にわたり、多様な業種が町内の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。従って、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT 導入による業務効率化、省エネの推進等、多様である。従って、本計画においては、労働生産性の年率3%以上向上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

2年間（令和5年4月1日～令和7年3月31日）とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ①人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ②公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。
- ③町税を滞納している者については、先端設備等導入計画の認定の対象としない等、納税の円滑化及び公平性に配慮する。